

CONTENTS

|             |                              |           |
|-------------|------------------------------|-----------|
| ● 労働法コラム    | マタニティーハラスメント事件～広島中央保健生協事件～   | 弁護士 戸田 晃輔 |
| ● 事故コラム     | 実際にあった交通事故事例                 | 弁護士 黒崎 裕樹 |
| ● 成年後見コラム   | 成年後見制度の概要                    | 弁護士 碓井 晶子 |
| ● グレイス・ニュース | ビル名変更のご案内/事故専門部からのお知らせ       |           |
| ● 事務員紹介     | 「業務に真摯に取り組み、お客様のご要望にお応えします!」 | 事務員 大里 陽子 |

TOPICS 労働法コラム

第9回

マタニティーハラスメント事件  
～広島中央保健生協事件～

弁護士  
戸田 晃輔



1 はじめに

前回のコラムでは、いわゆるマタニティーハラスメントの防止措置に関して改正された法律の概要をご紹介いたしました。

今回のコラムでは、男女雇用均等法9条3項で禁止している妊娠等を理由とする「不利益な取扱い」が実際に問題となった最高裁判決（最判平成26年10月23日民集68巻8号1270頁）をご紹介いたします。

2 判例の内容

副主任の職位にあった被用者が、労働基準法65条3項に基づく妊娠中の軽易な業務への転換に際して副主任を外され、育児休業の終了後も副主任に任ぜられなかったという事案において、最高裁は、①原則として、妊娠中の軽易作業への転換を契機に降格させるのは違法であるとし、②例外的に、問題となっている労働者が自由な意思に基づいて降格を承知したものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する場合又は③降格の業務上の必要性がある場合で、その業務上の必要性の内容や程度、当該被用者における業務上の負担の軽減の内容や程度を基礎づける事情を考慮のうえ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律9条3項の趣旨及び目的に実質的に反しないと認められる特段の事情の存在を認める場合には、適法と判断しました。

3 判例のポイント

同判例のポイントは、まず、副主任からの降格は原則として違法としているところです。そのため、軽易な業務だからといってすぐに降格をすると違法と判断される可能性があります。

そのため、降格を検討するにあたっては、例外的に適法となる2点について検討する必要があり、使用者としては不利益な取扱いについて合理的な理由が見つかるかを検討しなければなりません。

なお、厚生労働省は、この判例を受け、通達（平成27年1月23日雇児発0123第1号）において、男女雇用機会均等法9条3項と育児・介護休業法10条の「不利益な取扱い」の解釈一般についてこの判例の考えを取り入れています。そのため、今回の軽易な業務への転換にかかる降格だけでなく妊娠や育児介護を理由にした不利益な取扱い（降格、減給等）一般についても、この考え方をもとにその有効性を判断することになります。

## 第9回 実際にあった交通事故事例

弁護士  
黒崎 裕樹



先日、学生時代の友人が交通事故に遭ったとの連絡が入り、その友人の法律相談に乗っていました。

友人から聞いた話では、平成28年11月頃にあった事故で、前方に停車していた車に続いて減速して停止し、追い越したほうがいいのか様子を伺っていたところ、前方に停車していた車が突然バックしてきて、逆突で事故に遭ったようでした。そして相談当時、修理費等の車両の損害でもめていたようです。

こちらが停車中の事故ですから何をめめることがあるのか聞いたところ、保険会社の誘導に乗って、なぜか事故態様について、友人が前方の車を追い越そうとして事故に遭った(=友人から前方の車に追突した)という方向で話が進んでしまっている、とのことでした。おそらく「追い越したほうがいいのか様子を伺っていた」が「追い越そうと思っていた」、さらには「追い越そうと動き始めていた」と誘導されていたのだらうと思います。

本来の事故態様であれば友人の過失はゼロですが、友人から前方の車に追突したのであれば友人の過失は100になり、修理費は全て自己負担しなければなりません。長年の友人であり、非常に温厚な友人なのですが、さすがにこのときばかりは厳しく注意せざるを得ませんでした。

加害者加入の保険会社は、被害者の味方ではありません。被害者の味方であるかのように装って優しく接してきますが、あくまでも対立当事者であり、柔らかい雰囲気の中で、できる限り保険会社が支払う賠償金が低くなるように、色々な情報を聴取してきます。そして、ひとたび保険会社側に有利な情報を入手すると、手のひらを返したかのように、そこを徹底的に攻撃してきます。保険会社側に有利な情報を入手できなければ、柔らかい雰囲気のまま、できる限り支払うべき賠償金額を低く設定してきます。

もちろん、全ての保険会社、全ての担当者がそうだとはいえませんが、一部にそういう保険会社、そういう担当者がいるというのは、私の長年の経験から紛れもない事実

として認識しています。

その友人の件は、結局友人の過失が1割、相手方の過失が9割で車の修理費について示談がまとまったようです。友人は弁護士費用特約に入っていなかったため、私が介入することはできなかったのですが、友人が加入していた保険会社の担当者が頑張って、友人の過失を1割まで抑えたようです。しかし、友人の車の修理費の1割は減額され、相手の車の修理費の1割を友人は負担しなければならないため、9：1とはいえ、10：0に比べると経済的損失は大きいです(友人が加入していた車両保険を使えば、友人の車の修理費の1割と相手の車の修理費の1割は保険金で賄われますが、毎月の保険料が上がってしまいます)。

今回、相手の保険会社任せにすることがいかに危険であるか知っていただく良い事例がありましたので、友人の承諾を得て、このように御紹介させていただきました。その友人は今は整形外科に通院中ですので、また機会を改めて人身の損害(慰謝料、後遺障害逸失利益等)についてもご紹介をさせていただくかもしれませんが、まずは「保険会社任せにはいけない」ということをしっかり認識していただければと思います。

## 成年後見コラム

### 第1回 成年後見制度の概要

弁護士  
碓井 晶子



#### 1. はじめに

今月号より、最近話題になっている成年後見の分野について、連載で執筆させていただきます。成年後見は誰にとっても自分の問題になり得るものですので、少しでも皆様に関心を持っていただき、また理解の一助となることができればと考えております。

今回は初回ですので、成年後見がどういった制度なのか、制度の変遷と制度の大枠についてご説明させていただきます。

#### 2. 成年後見制度の変遷

今までの民法では、成年後見制度に該当するものとして、「禁治産・準禁治産制度」がありました。この禁治産・準禁治産制度は、判断能力が不十分な人の個々の状況に合わせる事が難しいばかりか、戸籍に記載されること、手続きに時間や費用がかかる等の問題点が指摘され、近年はあまり利用されることはありませんでした。

しかし、高齢化社会になっていく中で、判断能力が不十分になった高齢者の財産を悪徳商法や他の犯罪行為から守ることや、介護保険制度をはじめとする福祉サービスが措置から契約に基づく利用へと移行し、契約に必要な判断能力に欠ける人への支援が必要になったこと、障害者福祉の充実といった観点等から、実情に即した利用しやすい制度が必要になりました。そこで、2000（平成12）年4月から現在の成年後見制度が施行されることになりました。

#### 3. 成年後見制度とは

そもそも、成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。そして、現在の成年後見制度は、これまでの「禁治産・準禁治産制度」と比較して、後述するように補助類型や任意後見制度が新設されたことにより、より判断能力の不十分な人の個々の状況に合わせる事ができるようになり、また戸籍への記載が廃止され、登記制度が導入されたことが大きな特色です。

ここで、成年後見制度は、大きく分けて法定後見と任意後見に分類されます。

まず、法定後見は、申立権者が家庭裁判所に後見等開始の審判の申立てをして、家庭裁判所が適任者を選任する形で行われます。そして、法定後見はさらに判断能力の不十分の程度によって、後見、保佐及び補助の3類型に分類されます（詳しくは次回ご説明させていただきます）。

一方の任意後見は、本人と任意後見受任者との間であらかじめ決めた任意後見契約の内容に従って、任意後見契約発効後に任意後見人が本人の財産管理を行う制度です。

#### 4. 任意後見と法定後見の関係

任意後見と法定後見はどのような関係にあるのか疑問に思われたかと思いますが、基本的には、任意後見契約が登記されている場合には、本人の意思を尊重するというところで、任意後見が法定後見に優先します。ただし、例外的に、家庭裁判所が本人の利益のために特に必要があると認めた場合には、法定後見開始が任意後見に優先することになります。

要は、よっぽどのことがない限りは、本人の意思を尊重しようということで、任意後見制度が優先されると理解していただければと存じます。

## ビル名変更のご案内

このたび当事務所が入居しておりますビルの名称が、下記のとおり変更することになりましたのでご案内申し上げます。変更に伴いご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

現在のビル名 **アルポーレ鹿児島** 新しいビル名 **aune鹿児島 (アウネ カゴシマ)**

変更日 2017年4月1日 変更後の住所 〒892-0828 鹿児島市金生町1番1号 aune鹿児島6階 ビル名以外の住所・電話番号・FAX番号に変更はありません

事故専門部からのお知らせ /

## セミナー開催のお知らせ

保険代理店の皆様を対象としたセミナーを開催いたします。交通事故を専門に扱う弁護士だからこそ伝えられる実績に裏付けされた交通事故ノウハウをお伝えします。 **WEB** <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/730/>

保険法務徹底強化セミナー 第3回

交通事故徹底強化セミナー

参加申込・お問合せ

開催日時 **3月23日(木) 16:00～18:00** 講師 **高山 桂** (当事務所弁護士)

TEL  
099-822-0764  
(セミナー担当/加治屋)

会場：TKPガーデンシティ鹿児島中央3階「屋久島」※変更の可能性あり 定員：50名様限定 参加費：**無料**

事務員コラム

事務員紹介編

## 大里 陽子

福岡市内の高校を卒業後、福岡市内の企業で社会経験を経て、結婚を機に夫の実家のある鹿児島へ参りました。休日は、大好きなラーメンを食べに出掛けたり、ヨガをして心身のリラックスをするように努めています。



一つ一つの業務に真摯に取り組み、お客様のご要望にお応えします！

初めまして。現在、企業法務部に所属しております。昨年の9月に入所して、早5ヶ月が経ちました。

私は、主に顧問先様専属の担当事務員として、顧問先様からご依頼を頂いた案件について、弁護士と顧問先様の架け橋となり、事務サポートをさせていただきます。お客様のご要望にお応えすることを一番に考え、日々、業務に取り組んでおります。

これまで、派遣社員として複数の企業に勤務した後、グレイスへ入所いたしました。グレイスは、弁護士だけでなく、事務員も非常に高いプロ意識を持っており、お客様のご依頼を叶えるために何が出来るのかを必死に考え、意見を出し合い、真摯な態度で業務に取り組んでいる、というのが、この5カ月間で感じた印象です。私自身も、一つ一つの業務に真摯に取り組み、お客様の信頼を得られるよう、日々の努力を惜しまず精進して参ります。

今後とも、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

落ち着いた雰囲気の中でもふと無邪気な笑顔をみせてくれる、そんなところがチャームポイントの大里さん。まだ入所1年目ですが、すでに企業法務部の事務員の中でも一、二を争う成長株となっています。今後の大活躍が期待されます。

事務局長から見た大里さんはこんな人！

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名： \_\_\_\_\_ ご相談希望日： \_\_\_\_\_

ご担当者名： \_\_\_\_\_ ご相談内容： \_\_\_\_\_

ご連絡先TEL： \_\_\_\_\_

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら！  
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00  
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります



弁護士法人グレイス  
E-mail [info@grace-law.jp](mailto:info@grace-law.jp)  
<http://gracelaw.jp/>

〈鹿児島事務所〉  
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1 アルポーレ鹿児島6階  
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

〈東京事務所〉  
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43 西麻布3243 3階  
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784